

令和 6 年度

日野市公の施設の指定管理者候補者の選定に係る審議報告書

(対象施設)

- 日野市立たまだいら児童館ふれっしゅ
- 日野市立みなみだいら児童館ぷらねっと
- 日野市立南平体育館
- 日野市営自転車等駐車場
- 日野市立万願寺交流センター

日野市指定管理者候補者選定委員会

## 日野市公の施設の指定管理者候補者の選定に係る審議結果について

日野市指定管理者候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、地方自治法第 244 条の 2 で規定する指定管理者制度を活用した公の施設の指定管理者の候補者選定について、日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下、「条例」という。）、日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則及び日野市公の施設の指定管理者候補者選定基準に基づき、検討したので、その結果を市長に報告する。

令和 6 年（2024 年）9 月 10 日

日野市長 大坪 冬彦 様

### 日野市指定管理者候補者選定委員会

企画部長	赤久保 洋司
総務部長	竹村 朗
子ども部長	村田 幹生
子育て課長	飯倉 直子
子育て課課長補佐	滝瀬 祐介
産業スポーツ部長	青木 奈保子
文化スポーツ課長	佐々木 滋
まちづくり部長	岡田 正和
道路課長	小俣 太郎
地域協働課長	中沢 智道

## 1 指定管理者候補者選定対象施設

本委員会により審議した施設は、次の6件である。

施設名	施設数	募集方法	更新／新規
日野市立たまだいら児童館ふれっしゅ	1	公募	更新
日野市立みなみだいら児童館ぷらねっと	1	公募	更新
日野市立南平体育館	1	公募	新規
日野市営自転車等駐車場	38	公募	更新
日野市立万願寺交流センター	1	非公募	更新

## 2 募集及び審議経過

### (1) 市による候補者の募集

本委員会で審議する施設について、市ホームページでの募集を次のとおり実施した。

※ 以下、本書では、年月日を次のように略記する。

(例) 令和5年(2023年)4月1日 ⇒ 「R5.4.1」

施設名	募集要項の公開	申請書類の受付
日野市立たまだいら児童館ふれっしゅ	R6.6.12	R6.7.5 ~ R6.7.12
日野市立みなみだいら児童館ぷらねっと	R6.6.12	R6.7.5 ~ R6.7.12
日野市立南平体育館	R6.5.28	R6.5.28 ~ R6.7.4
日野市営自転車等駐車場	R6.7.8	R6.7.8 ~ R6.8.5
日野市立万願寺交流センター		(非公募)

## (2) 応募状況

施設名	応募事業者
日野市立たまだいら児童館ふれっしゅ	2者
日野市立みなみだいら児童館ぶらねっと	1者
日野市立南平体育館	2者
日野市営自転車等駐車場	1者
日野市立万願寺交流センター	1者

## (3) 選定委員会の開催

開催	日程	主な議題
第1回	R6.8.14	● 候補者選定（日野市立たまだいら児童館ふれっしゅ）
第2回	R6.8.15	● 候補者選定（日野市立みなみだいら児童館ぶらねっと）
第3回	R6.8.19	● 候補者選定（日野市立南平体育館）
第4回	R6.8.20	● 候補者選定（日野市営自転車等駐車場）
第5回	R6.8.22	● 候補者選定（日野市立万願寺交流センター）

## 3 審議方法

### (1) 選定基準

日野市指定管理者候補者選定基準（R4.8.15策定）に基づき、各委員が150点満点により採点を行い、6割以上の点数を得た応募者のうち、次の順位により応募者を選定した。

- ① 各委員の順位を点数とし、点数の合計が最小の事業者
- ② 順位の点数が同点の場合、指定管理料の提案額の総額が最も低い事業者
- ③ 指定管理料の提案額の総額が同額の場合、委員長が適当と認める方法により、委員の多数決で決する。

採点項目は選定基準に記載のとおり。

配点や採点に当たっての視点については各施設の主管課が設定し、委員会へ採点表を提出している。

### ※ 各項目の採点基準（評価点）

- 5点……要件を十分に満たしている。
- 4点……多少工夫の余地はあるものの、ほぼ要件を満たしている。
- 3点……基本的な水準を満たしている。
- 2点……多くの問題があり、基本的な水準に達していない。
- 1点……まったく要件を満たしていない。

※ 審査は、各審査項目について、配点に応じて評価点に所定の倍率を乗じる。

(例) 配点 20 点の場合：評価点 5 点×倍率 4 倍＝配点 20 点

## (2) 審査手順

次のように審査を行い、厳正かつ総合的な審議を実施した。



## (3) 審査委員会

日野市指定管理者候補者選定委員会設置要綱に基づき、各施設を次のそれぞれ次の委員構成で審査した。

施設名	日野市立 たまだいら児童 館ふれっしゅ	日野市立 みなみだいら児 童館ぷらねっと	日野市立 南平体育館	日野市営 自転車等駐車場	日野市立 万願寺交流セン ター
委員構成 ◎…委員長 ○…副委員 長	◎子ども部長 ○企画部長 ・総務部長 ・子育て課長 ・子育て課課長 補佐	◎子ども部長 ○企画部長 ・総務部長 ・子育て課長 ・子育て課課長 補佐	◎産業スポーツ 部長 ○企画部長 ・総務部長 ・文化スポーツ 課長	◎まちづくり部 長 ○企画部長 ・総務部長 ・道路課長	◎企画部長 ○総務部長 ・地域協働課長

なお、令和 6 年度より、本委員会は設置要綱及び日野市指定管理者制度に関するガイドラインを改正し、候補者の選定に当たっては企画部長及び総務部長並びに施設を所管する部課長により構成する

委員会により行うこととした。

#### 4 審議結果

審議の結果、次の事業者を指定管理者の候補者として選定すべきものとの結論に至った。

施設名	指定管理者候補者に 選定すべき事業者名	指定期間	
日野市立たまだいら児童館 ふれっしゅ	社会福祉法人 雲柱社	5年間	R7.4.1 から R12.3.31 まで
日野市立みなみだいら児童館 ぷらねっと	公益財団法人 社会教育協会	5年間	R7.4.1 から R12.3.31 まで
日野市立南平体育館	株式会社 フクシ・エンタープライズ	5年間	R7.4.1 から R12.3.31 まで
日野市営自転車等駐車場	サイクルパーク日野共同事業体	5年間	R7.4.1 から R12.3.31 まで
日野市立万願寺交流センター	特定非営利活動法人 日野子育てパートナーの会	1年間	R7.4.1 から R8.3.31 まで

## 5 施設ごとの審議結果詳細

### (1) 日野市立たまだいら児童館ふれっしゅ

#### (ア) 施設概要

名称	日野市立たまだいら児童館ふれっしゅ
所在地	日野市多摩平 2-9 多摩平の森ふれあい館 3 階
施設数	1 施設
総延べ床面積	639.46 m <sup>2</sup>
施設規模	鉄筋コンクリート 3 階建て 3 階部分(複合施設)
所有状況	市所有
開設時期	平成 16 年 3 月
開館時間	午前 9 時 30 分から午後 7 時 00 分まで 月曜、祝日、年末年始を除く
利用状況	「表 1 利用者数の推移(日野市立たまだいら児童館ふれっしゅ)」 のとおり

表 1 利用者数の推移(日野市立たまだいら児童館ふれっしゅ)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	14,776名	19,989名	25,597名	29,702名

#### (イ) 応募事業者

- 社会福祉法人 雲柱社ほか 1 者

#### (ウ) 採点方法及び結果

表 2 採点結果表(日野市立たまだいら児童館ふれっしゅ)

審査項目	内容 ★=審査にあたり特に重視した項目	配点合計 ※ (倍率)	社会福祉法人 雲柱社 得点	B 社 得点
市民の平等な 利用及びサー ビスの向上が 確保されてい ること。 (条例第 4 条 第 1 号)	①市民の平等な利用が確保されているか。	20 点 (×1)	17 点	17 点
	②誰でも利用できる配慮はなされているか。	20 点 (×1)	17 点	16 点
	③利用者の意見を反映する仕組みがあるか。★	60 点 (×3)	48 点	45 点
	④施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。★	60 点 (×3)	57 点	48 点
	⑤地域との連携が図れているか。★	60 点 (×3)	60 点	45 点
	⑥障害者差別解消法に基づき適切	20 点	16 点	15 点

	な施設運営を行う体制が整えられているか。	(×1)		
	小計	240点	215点	186点
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること。 (条例第4条第2号)	①施設の目的を効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。★	40点 (×2)	34点	30点
	②事務効率、経費削減等の工夫がされているか。★	40点 (×2)	28点	30点
	小計	80点	62点	60点
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。 (条例第4条第3号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。★	40点 (×2)	32点	30点
	②適正な経理処理ができるか。	20点 (×1)	16点	17点
	③同種の施設管理運営実績があるか。	20点 (×1)	20点	16点
	④防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切であるか。	20点 (×1)	16点	16点
	⑤日常的な安全管理が十分に考えられているか。	20点 (×1)	16点	16点
	⑥専門的な知識・技能・設備等は確保されているか。★	60点 (×3)	54点	51点
	⑦労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がされているか。	20点 (×1)	16点	17点
	小計	200点	170点	163点
個人情報等について適正な管理が確保されること。 (条例第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	20点 (×1)	16点	16点
	小計	20点	16点	16点
その他市長等	①環境への配慮がされているか。	20点	16点	14点

が必要と認める事項。 (条例第4条第5号)		(×1)		
	②事業に対する熱意、意欲、積極性が感じられるか。	20点 (×1)	20点	17点
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。	20点 (×1)	17点	14点
	小計	60点	53点	45点
合計		600点 (A)	516点 (B)	470点 (B)
得点率(B)/(A) (小数点第二位以下四捨五入)			86.0%	78.3%

※委員が1名欠席となったため、得点率を含め4名により採点、算出している

表3 順位点結果(日野市立たまだいら児童館ふれっしゅ)

	社会福祉法人 雲柱社	B社
A委員	1位	2位
B委員	1位	2位
C委員	1位	2位
D委員	1位	2位
順位点合計	4点	8点

(工) 候補者として選定すべき事業者

社会福祉法人 雲柱社

(オ) 候補者として選定すべきとした理由

上記事業者は、一定の管理能力を有する事業者であると判断する目安として定めている60%以上の得点を得ており、順位点が最小であったため。

(カ) 候補者として選定すべきとした事業者に対する各委員からの意見等

- ① 福祉的課題の対応策等、児童館の役割、業務が多様化していく。指定管理者として関係機関への連携を密にするとともに、児童館自身の役割として専門的な知識をもって対応していく必要性も多分にあることについてご留意いただきたい。
- ② 人材獲得が困難になっていくことが予測されるため、指定管理機関を継続して安定的に運用いただけるよう積極的な人材採用にご留意いただきたい。

(キ) その他応募事業者への意見

- ① 常駐すべき正規職員は、仕様書上で3名を求めていたため、その要件を満たしたご提案をいただきましたかった。

(ク) 主管課に対する各委員からの意見等

- ① 音楽室の利用に伴い利用者から頂いている料金については、その導入の経緯の確認と指定管理料との兼ね合いを整理のうえ、現指定管理者を含め次期事業者とも協議を行うこと。

(2) 日野市立みなみだいら児童館ぷらねっと

(ア) 施設概要

名称	日野市立みなみだいら児童館ぷらねっと
所在地	日野市南平 6-12-113
施設数	1 施設
総延べ床面積	516.29 m <sup>2</sup>
施設規模	鉄筋コンクリート 2 階建て
所有状況	市所有
開設時期	平成 17 年 3 月
開館時間	午前 9 時 30 分から午後 7 時 00 分まで 月曜、祝日、年末年始を除く
利用状況	「表 4 利用者数の推移(日野市立みなみだいら児童館ぷらねっと)」 のとおり

表 4 利用者数の推移 (日野市立みなみだいら児童館ぷらねっと)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	14,776名	19,436名	26,389名	28,219名

(イ) 応募事業者

- 公益財団法人 社会教育協会

(ウ) 採点方法及び結果

表 5 採点結果表 (日野市立みなみだいら児童館ぷらねっと)

審査項目	内容 ★=審査にあたり特に重視した項目	配点合計 ※ (倍率)	公益財団法人 社会教育協会 得点
市民の平等な 利用及びサー ビスの向上が 確保されてい ること。 (条例第 4 条 第 1 号)	①市民の平等な利用が確保されて いるか。	20 点 (×1)	17 点
	②誰でも利用できる配慮はなされ ているか。	20 点 (×1)	16 点
	③利用者の意見を反映する仕組み があるか。★	60 点 (×3)	54 点
	④施設の特性を生かしたサー ビスが提案されているか。★	60 点 (×3)	54 点
	⑤地域との連携が図れているか。★	60 点 (×3)	54 点
	⑥障害者差別解消法に基づき適切 な施設運営を行う体制が整えら	20 点 (×1)	14 点

	れているか。		
	小計	240 点	209 点
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること。 (条例第 4 条第 2 号)	①施設の目的を効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。★	40 点 (×2)	32 点
	②事務効率、経費削減等の工夫がされているか。★	40 点 (×2)	30 点
	小計	80 点	62 点
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。 (条例第 4 条第 3 号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。★	40 点 (×2)	32 点
	②適正な経理処理ができるか。	20 点 (×1)	14 点
	③同種の施設管理運営実績があるか。	20 点 (×1)	20 点
	④防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切であるか。	20 点 (×1)	16 点
	⑤日常的な安全管理が十分に考えられているか。	20 点 (×1)	16 点
	⑥専門的な知識・技能・設備等は確保されているか。★	60 点 (×3)	48 点
	⑦労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がされているか。	20 点 (×1)	16 点
小計	200 点	162 点	
個人情報等について適正な管理が確保されること。 (条例第 4 条第 4 号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	20 点 (×1)	15 点
	小計	20 点	15 点
その他市長等が必要と認め	①環境への配慮がされているか。	20 点 (×1)	15 点

る事項。 (条例第4条第 5号)	②事業に対する熱意、意欲、積極性 が感じられるか。	20点 (×1)	18点
	③その他施設の運営に特筆すべき 提案があるか。	20点 (×1)	15点
	小計	60点	48点
合計		600点 (A)	496点 (B)
得点率(B)/(A) (小数点第二位以下四捨五入)			82.7%

※委員が1名欠席となったため、得点率を含め4名により採点、算出している

(工) 候補者として選定すべき事業者

公益財団法人 社会教育協会

(オ) 候補者として選定すべきとした理由

上記事業者は、一定の管理能力を有する事業者であると判断する目安として定めている60%以上の得点を得ているため。

(カ) 候補者として選定すべきとした事業者に対する各委員からの意見等

- ① 学歴や講習受講だけでなく、放課後児童支援員等専門的な資格をもった職員の配置など、児童館の福祉的役割の遂行に向けた運営体制を強化いただきたい。

(キ) 主管課に対する各委員からの意見等

- ① 音楽室の利用に伴い利用者から頂いている料金については、その導入の経緯の確認と指定管理料との兼ね合いを整理のうえ、現指定管理者を含め次期事業者とも協議を行うこと。

(3) 日野市立南平体育館

(ア) 施設概要

名称	日野市立南平体育館
所在地	日野市南平 4-23-1
施設数	1 施設
総延べ床面積	5,032.537 m <sup>2</sup>
施設規模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上 2 階建て
所有状況	市所有
開設時期	令和 3 年 12 月
開館時間	午前 9 時 00 分から午後 9 時 00 分まで 毎月第 1 月曜、祝日、年末年始を除く
利用状況	「表 6 利用者数の推移（日野市立南平体育館）」のとおり
設備概要	太陽光発電（発電容量 32kW、パネル 305W×105 枚）、受変電設備（高圧 6, 600V）、空調設備（空冷式ガスエンジンヒートポンプ型、冷温水発生機など）ほか

表 6 利用者数の推移（日野市立南平体育館）

年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	109,321名	148,651名

(イ) 応募事業者

- 株式会社フクシ・エンタープライズほか 1 者

(ウ) 採点方法及び結果

表 7 採点結果表（日野市立南平体育館）

審査項目	内容 ★=審査にあたり特に重視した項目	配点合計 ※ (倍率)	株式会社 フクシ・エンタープライズ 得点	B 社 得点
市民の平等な 利用及びサー ビスの向上が 確保されてい ること。 (条例第 4 条 第 1 号)	①市民の平等な利用が確保されているか。	20 点 (×1)	16 点	16 点
	②誰でも利用できる配慮はなされているか。	20 点 (×1)	16 点	13 点
	③利用者の意見を反映する仕組みがあるか。	20 点 (×1)	17 点	15 点
	④施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。★	60 点 (×3)	48 点	42 点
	⑤地域との連携が図れているか。	20 点 (×1)	16 点	12 点

	⑥障害者差別解消法に基づき適切な施設運営を行う体制が整えられているか。	20点 (×1)	17点	14点
	小計	160点	130点	112点
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること。 (条例第4条第2号)	①施設の目的を効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。★	80点 (×4)	60点	56点
	②事務効率、経費削減等の工夫がされているか。★	80点 (×4)	48点	52点
	小計	160点	108点	108点
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。 (条例第4条第3号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。	20点 (×1)	16点	14点
	②適正な経理処理ができるか。	20点 (×1)	12点	13点
	③同種の施設管理運営実績があるか。	20点 (×1)	20点	20点
	④防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切であるか。★	40点 (×2)	26点	26点
	⑤日常的な安全管理が十分に考えられているか。	20点 (×1)	14点	13点
	⑥専門的な知識・技能・設備等は確保されているか。	20点 (×1)	15点	13点
	⑦労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がされているか。	20点 (×1)	14点	14点
小計	160点	117点	113点	
個人情報等について適正な管理が確保されること。 (条例第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	20点 (×1)	14点	15点
	小計	20点	14点	15点

その他市長等 が必要と認め る事項。 (条例第4条第 5号)	①環境への配慮がされているか。	20点 (×1)	13点	13点
	②事業に対する熱意、意欲、積極性 が感じられるか。★	60点 (×3)	42点	33点
	③その他施設の運営に特筆すべき 提案があるか。	20点 (×1)	13点	11点
	小計	100点	68点	57点
合計		600点 (A)	437点 (B)	405点 (B)
得点率(B)/(A) (小数点第二位以下四捨五入)			72.8%	67.5%

表 8 順位点結果（日野市立南平体育館）

	株式会社フクシ・エンタープライズ	B社
A委員	1位	2位
B委員	1位	2位
C委員	1位	2位
D委員	1位	2位
順位点合計	4点	8点

(工) 候補者として選定すべき事業者

株式会社 フクシ・エンタープライズ

(オ) 候補者として選定すべきとした理由

上記事業者は、一定の管理能力を有する事業者であると判断する目安として定めている60%以上の得点を得ており、順位点が最小であったため。

(カ) 候補者として選定すべきとした事業者に対する各委員からの意見等

- ① 特に団体利用と個人利用の切替等、提案内容の実施にあたっては、予め主管課と協議頂きたい。
- ② 提案の収支計算は、当市の要項とは異なるものとなっている。協定を締結する際には、改めて収支計算を行い、指定管理料を精査いただきたい。

(キ) その他応募事業者への意見

- ① 事業提案は大変魅力的だったものの、大変多岐にわたっており、具体的な実現可能性については未知数であり、質疑でも明らかにならなかった。
- ② 利用料金制の活用による利用率向上策や、全体の経費削減についてもご検討をいただきたい。

かった。

(ク) 主管課に対する各委員からの意見等

- ① 市内の他の体育施設との関係性を整理し、各施設間で連動していく部分、また差別化する部分を明らかにしたうえで、各施設の効果的な運営に繋がるよう検討いただきたい。

(4) 日野市営自転車等駐車場

(ア) 施設概要

名称	日野市営自転車等駐車場
所在地	「表 9 施設名称及び所在地一覧」のとおり
施設数	38 施設(有料 25 施設、無料 13 施設)
開館時間	24 時間
利用状況	「表 10 各駅ごとの稼働状況一覧 (民営駐車場を含む)」のとおり

表 9 施設名称及び所在地一覧

名 称	所 在 地	収容台数	料 金
日野駅東第 1 駐輪場	日野市日野本町二丁目 1 3 番地	450	有料
日野駅西駐輪場	日野市大坂上一丁目 9 番地	708	有料
日野駅西第 2 駐輪場 (※)	日野市大坂上一丁目 3 0 番地	470	有料
日野駅西第 3 駐輪場 (※)	日野市大坂上一丁目 2 9 番地	220	有料
豊田駅北第 1 駐輪場 (※)	日野市旭が丘一丁目 4 番地	466	無料
豊田駅北第 7 駐輪場 (※)	日野市多摩平一丁目 5 番地	108	有料
豊田駅北第 8 駐輪場 (※)	日野市多摩平二丁目 5 番地	30	有料
豊田駅北第 9 駐輪場 (※)	日野市多摩平三丁目 1 番地	367	無料
豊田駅東臨時駐輪場	日野市多摩平二丁目 1 4 番地	242	有料
豊田駅南第 1 駐輪場 (※)	日野市東平山三丁目 5 番地	448	無料
豊田駅南第 2 駐輪場 (※)	日野市豊田四丁目 1 9 番地	210	有料
豊田駅南第 3 駐輪場	日野市豊田四丁目 1 7 番地	200	有料
豊田駅南第 4 駐輪場 (※)	日野市豊田三丁目 4 0 番地	150	有料
高幡不動駅北第 2 駐輪場	日野市高幡 5 0 9 番地	120	有料
高幡不動駅北第 3 駐輪場 (※)	日野市高幡 5 7 5 番地	260	有料
高幡不動駅北第 4 駐輪場 (※)	日野市新井三丁目 1 3 番地	500	有料
高幡不動駅南第 1 駐輪場 (※)	日野市高幡 7 6 番地	367	有料
高幡不動駅南臨時駐輪場	日野市高幡 6 8 番地	230	有料
高幡不動駅西駐輪場 (※)	日野市高幡 6 6 7 番地	60	無料
南平駅北第 1 駐輪場	日野市南平六丁目 1 4 番地	270	有料
南平駅北第 2 駐輪場	日野市南平六丁目 1 2 番地	67	有料
南平駅北第 4 駐輪場	日野市南平六丁目 2 4 番地	160	無料
南平駅南第 1 駐輪場	日野市南平七丁目 1 7 番地	235	有料
南平駅南第 3 駐輪場 (※)	日野市南平七丁目 5 番地	120	有料
平山城址公園駅北第 1 駐輪場	日野市平山五丁目 2 5 番地	161	無料
平山城址公園駅北第 2 駐輪場	日野市平山五丁目 2 7 番地	125	有料
平山城址公園駅南第 1 駐輪場	日野市平山五丁目 2 3 番地	110	無料

平山城址公園駅南第3駐輪場	日野市平山五17丁目18番地	15	有料
百草園駅北第1駐輪場(※)	日野市落川978番地	493	無料
百草園駅南第1駐輪場	日野市落川1049番地	161	無料
万願寺駅西駐輪場(※)	日野市万願寺四丁目1番地	74	有料
万願寺駅東駐輪場(※)	日野市万願寺二丁目24番地	108	有料
万願寺駅東第1臨時駐輪場(※)	日野市万願寺二丁目24番地	126	有料
万願寺駅東第2臨時駐輪場	日野市万願寺二丁目366番地	210	有料
程久保駅西駐輪場(※)	日野市程久保八丁目1番地	42	無料
程久保駅西第2駐輪場(※)	日野市程久保八丁目1番地	44	無料
程久保駅東駐輪場(※)	日野市程久保八丁目4番地	24	無料
多摩動物公園駅駐輪場(※)	日野市程久保七丁目1番地	98	無料

表 10 各駅ごとの稼働状況一覧（民営駐車場を含む）

近隣駅	収容台数	実収容台数	稼働率
日野駅	3,490台	1,427台	41%
豊田駅	6,168台	3,448台	56%
高幡不動駅	2,846台	1,645台	58%
甲州街道駅	600台	312台	52%
万願寺駅	518台	150台	29%
程久保駅	112台	63台	56%
多摩動物公園駅	98台	78台	80%
百草園駅	654台	181台	28%
南平駅	852台	320台	38%
平山城址公園駅	574台	303台	53%

(イ) 応募事業者

- サイクルパーク日野共同事業体

(ウ) 採点方法及び結果

表 11 採点結果表（日野市営自転車等駐車場）

審査項目	内容 ★=審査にあたり特に重視した項目	配点合計 ※ (倍率)	サイクルパーク日野 共同事業体 得点
市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されていること。 (条例第 4 条第 1 号)	①市民の平等な利用が確保されているか。★	40 点 (×2)	30 点
	②誰でも利用できる配慮はなされているか。	20 点 (×1)	12 点
	③利用者の意見を反映する仕組みがあるか。	20 点 (×1)	13 点
	④施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。★	40 点 (×2)	36 点
	⑤地域との連携が図れているか。	20 点 (×1)	14 点
	⑥障害者差別解消法に基づき適切な施設運営を行う体制が整えられているか。	20 点 (×1)	13 点
	小計	160 点	118 点
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること。 (条例第 4 条第 2 号)	①施設の目的を効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。★	100 点 (×5)	75 点
	②事務効率、経費削減等の工夫がされているか。★	100 点 (×5)	75 点
	小計	200 点	150 点
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。 (条例第 4 条第	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。	20 点 (×1)	14 点
	②適正な経理処理ができるか。★	40 点 (×2)	30 点
	③同種の施設管理運営実績があるか。	20 点 (×1)	20 点

3号)	④防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切であるか。	20点 (×1)	15点
	⑤日常的な安全管理が十分に考えられているか。	20点 (×1)	15点
	⑥専門的な知識・技能・設備等は確保されているか。	20点 (×1)	14点
	⑦労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がされているか。	20点 (×1)	12点
	小計	160点	120点
個人情報等について適正な管理が確保されること。 (条例第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	20点 (×1)	13点
	小計	20点	13点
その他市長等が必要と認める事項。 (条例第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	20点 (×1)	15点
	②事業に対する熱意、意欲、積極性が感じられるか。	20点 (×1)	15点
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。	20点 (×1)	14点
	小計	60点	44点
合計		600点 (A)	445点 (B)
得点率(B)/(A) (小数点第二位以下四捨五入)			74.2%

(工) 候補者として選定すべき事業者  
サイクルパーク日野共同事業体

(オ) 候補者として選定すべきとした理由

上記事業者は、一定の管理能力を有する事業者であると判断する目安として定めている60%以上の得点を得ているため。

(カ) 候補者として選定すべきとした事業者に対する各委員からの意見等

- ① スマホ等から定期利用の空き状況がわかるようになるご提案は魅力的であるものの、利用者が主に確認したいのは一時利用についてであることが想定されるので、今後改善をご検

討いたきたい。

- ② 無断利用の防止への措置として、ほとんどの施設で職員巡回による確認とされ、ゲート等は大規模な 3 か所を除き設置されないとのことだった。利用料金等を潜脱されてしまうと、公平な受益者負担の意義が毀損するため、適切な管理体制の確保にご留意いただきたい
- ③ コールセンターの案内表示を含め、利用者や周辺の通行者から必要な情報が容易に確認できるよう、適切な掲示に努めていただきたい。

(キ) 主管課に対する各委員からの意見等

- ① 各設備の耐用年数を下回る指定管理期間によって、設備の設置及び撤去費用が、通常の耐用年数どおりに設置した場合より膨張する可能性があるため、指定管理期間の満了を見据えて、設備の所有権の整理を含め事業者との協議を進めていただきたい。

(5) 日野市立万願寺交流センター

(ア) 施設概要

名称	日野市立万願寺交流センター
所在地	日野市万願寺 4-20-12 万願寺中央公園内
施設数	1 施設
総延べ床面積	347.02 ㎡
施設規模	RC 造平屋建て
所有状況	市所有
開設時期	平成 17 年 4 月
開館時間	午前 9 時 00 分から午後 9 時 00 分まで 年未年始を除く
利用状況	「表 12 利用状況の推移（日野市立万願寺交流センター）」のとおり

表 12 利用状況の推移（日野市立万願寺交流センター）

	R1	R2	R3	R4	R5
件数	2,543 件	1,851 件	2,390 件	2,449 件	2,533 件
人数	17,980 人	11,123 人	14,020 人	15,851 人	17,211 人
稼働率	85.6%	(※) 82.0%	78.6%	75.8%	78.3%

※4 月～5 月の休館日を分母から除外して算出

(イ) 応募事業者

- 特定非営利活動法人 日野子育てパートナーの会

(ウ) 採点方法及び結果

表 13 採点結果表（日野市立万願寺交流センター）

審査項目	内容 ★=審査にあたり特に重視した項目	配点合計 ※ (倍率)	NPO 法人 日野子育てパー トナーの会 得点
市民の平等な 利用及びサー ビスの向上が 確保されてい ること。 (条例第 4 条 第 1 号)	①市民の平等な利用が確保されて いるか。	15 点 (×1)	11 点
	②誰でも利用できる配慮はなされ ているか。★	30 点 (×2)	22 点
	③利用者の意見を反映する仕組み があるか。	15 点 (×1)	12 点
	④施設の特性を生かしたサービ スが提案されているか。★	30 点 (×2)	22 点
	⑤地域との連携が図れているか。★	30 点	20 点

		(×2)	
	⑥障害者差別解消法に基づき適切な施設運営を行う体制が整えられているか。	15点 (×1)	11点
	小計	135点	98点
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること。 (条例第4条第2号)	①施設の目的を効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。★	75点 (×5)	50点
	②事務効率、経費削減等の工夫がされているか。★	75点 (×5)	50点
	小計	150点	100点
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。 (条例第4条第3号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。	15点 (×1)	9点
	②適正な経理処理ができるか。	15点 (×1)	12点
	③同種の施設管理運営実績があるか。	15点 (×1)	15点
	④防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切であるか。	15点 (×1)	11点
	⑤日常的な安全管理が十分に考えられているか。	15点 (×1)	10点
	⑥専門的な知識・技能・設備等は確保されているか。	15点 (×1)	10点
	⑦労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がされているか。	15点 (×1)	11点
小計	105点	78点	
個人情報等について適正な管理が確保されること。 (条例第4条第	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	15点 (×1)	11点
	小計	15点	11点

4号)			
その他市長等 が必要と認め る事項。 (条例第4条第 5号)	①環境への配慮がされているか。	15点 (×1)	10点
	②事業に対する熱意、意欲、積極性 が感じられるか。	15点 (×1)	12点
	③その他施設の運営に特筆すべき 提案があるか。	15点 (×1)	10点
	小計	45点	32点
合計		450点 (A)	319点 (B)
得点率(B)/(A) (小数点第二位以下四捨五入)			70.9%

(工) 候補者として選定すべき事業者

特定非営利活動法人 日野子育てパートナーの会

(オ) 候補者として選定すべきとした理由

上記事業者は、一定の管理能力を有する事業者であると判断する目安として定めている60%以上の得点を得ているため。

(カ) 候補者として選定すべきとした事業者に対する各委員からの意見等

- ① 本施設は交流センターであり、その管理業務を委任するものであるため、従来から応募事業者が受託する子育て事業とは切り離して経費等管理運営されるようご留意いただきたい。

(キ) 主管課に対する各委員からの意見等

- ① 指定管理期間を1年とする理由を問うたところ、「立地上の再編や子育て世代交流など、今後のあり方に向けて検討をしていきたい、まずは1年の期間設定として熟慮期間としたい」旨の回答があった。
- ② 指定管理期間が1年であることから、次年度に改めて選定する必要がある。本施設の在り方を改めて整理のうえ、次年度に向けた協議を進めること。

6 その他の意見  
なし

## 7 資料

### (1) 日野市公の施設の指定の手續等に関する条例（平成 27 年条例第 20 号）

平成 17 年 6 月 28 日

条例第 20 号

改正 令和 4 年 12 月 19 日条例第 46 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等について必要な事項を定めるものとする。

（候補者の募集）

第 2 条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を告示して、指定管理者の候補者を公募するものとする。

- (1) 公の施設の名称、設置目的、規模その他の概要
- (2) 指定管理者が管理する業務の範囲
- (3) 指定管理者が管理する期間（以下「指定期間」という。）
- (4) 指定を受けるために必要な資格
- (5) 申請に必要な書類
- (6) 申請期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

（申請）

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、規則で定める申請書等により、市長等に申請しなければならない。

（候補者の選定）

第 4 条 市長等は、前条の規定による申請を受けたときは、次に掲げる基準により総合的に審査し、最も適当と認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 公の施設について市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。
- (4) 個人情報等について適正な管理が確保されること。
- (5) その他市長等が必要と認める事項

（公募によらない選定等）

第 5 条 市長等は、前条各号に掲げる基準を満たすもので、当該公の施設の性格、事業の内容、規模等に照らし、その管理を行わせることにより設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると思われる法人その他の団体があるときは、第 2 条の規定にかかわらず、当該団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項に定める場合のほか第 11 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合又は指定管理者が管理を辞退した場合において、緊急に新たな指定管理者を指定する必要があると認めるときは、

第2条の規定にかかわらず、指定管理者の候補者を選定することができる。

3 前2項の規定により選定するときは、市長等は、あらかじめ第3条の規定による申請を受けるに当たり、事業計画等について法人その他の団体と協議し、前条各号に照らし、総合的に判断しなければならない。

(指定の通知等)

第6条 市長等は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に対し、その旨を通知するものとする。

2 市長等は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第7条 市長等は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と公の施設の管理に関する次に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理の基準に関する事項
- (3) 指定管理者に支出する管理に係る費用に関する事項
- (4) 管理に当たって保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- (5) 日野市行政手続条例（平成8年条例第19号）に関する事項
- (6) 法第244条の2第7項の規定による事業報告書の作成及び提出に関する事項
- (7) 法第244条の2第10項の規定による業務報告の聴取等に関する事項
- (8) 法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び業務の停止命令に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公の施設の管理を適正に行わせるために市長等が必要と認める事項

(管理の基準)

第8条 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨にのっとり、その管理する公の施設に係る管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有する個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は当該業務以外の目的で持ち出し、若しくは使用してはならない。

3 指定管理者は、日野市情報公開条例（平成13年条例第32号）の趣旨にのっとり、その管理する公の施設に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、指定管理者は、その管理する公の施設に関する条例等に定める基準により、公の施設を管理しなければならない。

(令和4条例46・一部改正)

(業務の範囲)

第9条 指定管理者が行う管理の業務は、次に掲げる業務のうち、公の施設の設置の目的、形態等に応じて市長等が定める範囲とする。

- (1) 公の施設で行う事業の運営に関する業務
- (2) 公の施設の使用の承認等に関する業務
- (3) 施設及び附帯設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の管理に関する業務

(兼業の禁止)

第10条 法第92条の2、第142条（法第166条第2項及び第168条第7項において準用する場合を含む。）及び第180条の5第6項の規定は、指定管理者について準用する。この場合において、法第92条の2及び第142条中「当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「指定管理者」と、第180条の5第6項中「当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「その職務に関する公の施設の指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定の取消し等)

第11条 市長等は、指定管理者が公の施設の管理の適正を期するための指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長等はその賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第12条 指定管理者は、指定期間が満了したときは、速やかに、当該公の施設及び附帯設備を原状に回復しなければならない。法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときも同様とする。

2 市長等は、法第244条の2第11項の規定により期間を定めて公の施設に係る管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときは、当該指定管理者に対し速やかに当該公の施設及び附帯設備を現状に回復するよう命じることができる。

(損害賠償の義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設又は附帯設備に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年条例第46号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(2) 日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 24 号）

平成 17 年 6 月 28 日

規則第 24 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日規則第 23 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年条例第 20 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等について必要な事項を定めるものとする。

（申請書等）

第 2 条 条例第 3 条に規定する規則で定める申請書等は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者指定申請書（第 1 号様式）
- (2) 管理を行おうとする公の施設における事業計画に関する書類
- (3) 経営の状況等当該団体の概要を説明する書類
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（選定委員会）

第 3 条 市長は、条例第 4 条の規定による指定管理者の候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定委員会を設置するものとする。

2 前項に規定する選定委員会の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（指定の通知）

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の規定による通知は、指定管理者指定決定通知書（第 2 号様式）を交付することにより行うものとする。

（告示する事項）

第 5 条 条例第 6 条第 2 項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者として指定した法人その他の団体の名称及び所在地
- (2) 当該指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- (3) 当該指定管理者の指定の期間
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（事業報告書）

第 6 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書（以下「事業報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

- (1) 管理の業務の実施状況
- (2) 管理の業務を行う公の施設の利用状況
- (3) 料金収入の実績（指定管理者の収入として収受させている場合に限る。）
- (4) 管理に要する経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が指定する事項

（指定の取消し等）

第 7 条 市長は、条例第 11 条第 1 項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命ずるとき

は、指定の取消しについては指定取消通知書（第3号様式）により、管理の業務の停止命令については業務停止命令書（第4号様式）により当該指定管理者に通知するものとする。

2 市長は、条例第11条第1項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 当該指定管理者の名称及び所在地
- (2) 当該指定の取消し又は管理の業務の停止命令の対象となる公の施設の名称
- (3) 指定を取り消した日
- (4) 管理の業務の停止の期間（当該業務の全部又は一部の停止を命じたときに限る。）
- (5) 停止を命じた管理の業務の範囲（当該業務の一部の停止を命じたときに限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 指定管理者は、第1項の規定による指定の取消しの通知を受けたときは、当該通知を受けた日（以下「通知日」という。）から起算して30日以内に通知日の属する年度の4月1日（条例に基づく指定管理者としての指定の日が、当該年度の4月2日以降の場合は、当該日）から通知日までに係る事業報告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年規則第23号）

（施行期日）

1 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の日野市個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の日野市情報公開条例施行規則、第5条の規定による改正前の日野市特定個人情報保護条例施行規則、第6条の規定による改正前の日野市結核・精神医療給付金の支給に関する規則、第7条の規定による改正前の日野市ペット霊園等の設置等に関する条例施行規則、第8条の規定による改正前の日野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、第9条の規定による改正前の日野市まちづくり条例施行規則、第10条の規定による改正前の日野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則、第11条の規定による改正前の日野市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則、第12条の規定による改正前の日野市立七ツ塚ファーマーズセンター条例施行規則、第13条の規定による改正前の日野市企業立地支援条例施行規則、第14条の規定による改正前の日野市多摩平の森産業連携センター条例施行規則、第15条の規定による改正前の日野市市民の森ふれあいホール条例施行規則、第16

条の規定による改正前の日野市体育施設条例施行規則、第 17 条の規定による改正前の日野市原子爆弾被爆者の援護に関する条例施行規則、第 18 条の規定による改正前の日野市中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則、第 19 条の規定による改正前の日野市社会福祉法人認可等事務取扱規則、第 20 条の規定による改正前の日野市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第 21 条の規定による改正前の日野市中心身障害者（児）福祉手当支給条例施行規則、第 22 条の規定による改正前の日野市身体障害者福祉法施行細則、第 23 条の規定による改正前の日野市知的障害者福祉法施行細則、第 24 条の規定による改正前の日野市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、第 25 条の規定による改正前の日野市指定特定相談支援事業者の指定等に関する規則、第 26 条の規定による改正前の日野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第 27 条の規定による改正前の日野市障害児通所支援及び障害児相談支援に係る児童福祉法施行細則、第 28 条の規定による改正前の日野市未熟児養育医療給付及び費用徴収に関する規則、第 29 条の規定による改正前の日野市助産施設への助産の実施及び費用徴収規則、第 30 条の規定による改正前の日野市母子生活支援施設母子保護の実施等に関する規則、第 31 条の規定による改正前の日野市児童育成手当条例施行規則、第 32 条の規定による改正前の日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則、第 33 条の規定による改正前の日野市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則、第 34 条の規定による改正前の日野市児童手当事務処理規則及び第 35 条の規定による改正前の日野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

### (3) 日野市指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成 17 年制定）

平成 17 年 10 月 5 日  
制定

#### （設置）

第 1 条 日野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 24 号）第 3 条の規定に基づき、日野市の公の施設の指定管理者の候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、日野市指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### （所掌事項）

第 2 条 委員会は、公の施設の指定管理者に応募した団体について、指定管理者の候補者の選定基準に基づき審議し、その結果を市長に報告するものとする。

#### （構成）

第 3 条 委員会は、別表に掲げる職にある者を委員として構成する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、指定管理者の選定に係る公の施設の所管部長の職にある者をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### （会議）

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

#### （守秘義務）

第 5 条 委員は、個別に公の施設の指定管理者に応募した団体と指定管理者の候補者に関する審議についての接触をしてはならない。

#### （関係者の出席）

第 6 条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、選定委員会に、専門的事項に関し学識経験のある者その他の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

#### （会議の公開及び会議録の作成）

第 7 条 委員会の会議は、公開しない。

- 2 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。
- 3 会議録は、公開する。ただし、日野市情報公開条例（平成 13 年条例第 32 号）第 7 条各号の規定のいずれかに該当する場合は、その該当する部分に限り、非公開とする。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、指定管理者の選定に係る公の施設を所管する課又は企画部企画経営課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成17年10月5日から施行する。

付 則 (平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年5月24日)

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

別表 (第3条関係)

企画部長
総務部長
指定管理者の選定に係る公の施設の所管部長職にある者
指定管理者の選定に係る公の施設の所管課長職にある者
その他市長が必要と認める者

(4) 日野市公の施設の指定管理者候補者選定基準（令和4年（2022年）8月15日制定）

### 1 選定の審査項目

日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条に基づき、下記の項目を審査項目とする。

審査項目	
1	公の施設について市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されていること（第4条第1号）
2	事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること（第4条第2号）
3	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること（第4条第3号）
4	個人情報等について適正な管理が確保されること（第4条第4号）
5	その他市長等が必要と認める事項（第4条第5号）

### 2 共通的な審査の視点

#### (1) 公の施設について市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されていること

- ① 市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されているか。
- ② 誰でも利用できる配慮はなされているか。
- ③ 利用者の意見を反映する仕組みがあるか。
- ④ 施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。...サービスの中身の向上
- ⑤ 地域との連携が図れているか。
- ⑥ 障害者差別解消法に基づき適切な施設運営を行う体制が整えられているか。

#### (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること

- ① 施設の目的を、効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。（企画・宣伝・営業等）
- ② 事務効率、経費削減等の工夫がされているか。

#### (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること

- ① 安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。
- ② 適正な経理処理ができるか。
- ③ 同種の施設管理運営実績があるか。
- ④ 防災・防犯対策及び非常災害時等の危機管理対応策は適切か。
- ⑤ 日常的な安全管理は十分に考えられているか。
- ⑥ 専門的な知識・技能・設備等は確保されているか。
- ⑦ 労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がされているか。

#### (4) 個人情報等について適正な管理が確保されること

#### (5) その他市長等が必要と認める事項

- ① 環境への配慮がされているか。
- ② 事業に対する熱意・意欲、積極性が感じられるか。
- ③ その他当該施設の運営に特筆すべき提案があるか。

### 3 採点の基準・配点

採点の基準（各委員が審査する項目の合計は 150 点満点）

5 点	要件を十分に満たしている。
4 点	多少工夫の余地があるものの、ほぼ要件を満たしている。
3 点	基本的な水準を満たしている。
2 点	多くの問題点があり、基本的な水準に達していない。
1 点	全く要件を満たしていない。

### 4 候補者選定

〔公募による選定〕

採点表に基づき各委員が採点（1 委員あたり 150 点満点）し、委員全員の点数を合計して、事業者の得点を算出する。

一定の管理運営能力を有する事業者であるか、また、指定管理者候補者となり得る事業者であるかを判断するために、評価点満点（150 点×採点した委員数）の 6 割以上の得点を有することを必要とする。

評価点満点の 6 割以上の得点を有した事業者の中で、次の順により、指定管理者候補者として選定すべき事業者とする。

- ①各委員の順位を点数とし、点数の合計が最小の事業者
- ②順位の点数が同点の場合、指定管理料の提案額の総額が最も低い事業者
- ③指定管理料の提案額の総額が同額の場合、委員長が適当と認める方法により、委員の多数決で決する。

点数及び順位は公表する。指定管理者候補者以外の事業者名は公表しない。

〔公募をしたが 1 者しか応募がなかった場合の選定〕〔公募によらない選定〕

当該事業者が一定の管理運営能力を有する事業者であるか、また、指定管理者候補者となり得る事業者であるかを判断するために、公募による選定と同様に採点する。評価点満点の 6 割以上の得点を有した場合に指定管理者候補者として選定すべき事業者とする。

点数は公表する。事業者名は公表する。